

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

○企業間の連携

色々な組織が技術、アイデア等を持ち出し力を合わせて新しいビジネスモデルを作る。
機能性素材があればそれを生かす企画、もの作り、販売ノウハウを持ち寄り新規にイノベーションしていく。

○IT実装支援

電子帳簿保存法、インボイス制度への移行を踏まえてIT人材の採用と教育を試みながら、業務改善を行い、余剰人材の新たな活用を図っていき生産性を高めていく。

○専門人材マッチング

IT化によるサイバーセキュリティ問題も専門家を交えて対策していく

○グリーン化の取組

地球環境の著しい変化に対応し、脱炭素化を図りサステナブル素材を多用し無駄な物は作らず、在庫を半減する。その為のAIも活用した販売戦略も推し進めていく。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

下請代金は全て現金支払いです、サイトは60日以内です。送金手数料も弊社持ちです。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

取引先に対しては、現金決済、サイトは60日以内という条件でしか受注しない様にお願いしており、弊社営業担当にもその旨を徹底させていきます。

3. その他（任意記載）

SCM推進委員会のヒヤリングを受けながら状況が変わった時にはその都度対策を検討し実施していきます。

6年4月4日

株式会社マイナック

代表取締役 市瀬和繁

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。